記者発表資料

令和７年１１月１４日
国土交通省山形河川国道事務所
山形県県土整備部

第 29 回　最上川水系流域委員会を開催します

国土交通省東北地方整備局と山形県は、下記のとおり「最上川水系流域委員会」を開催します。

今回で 29 回目となる委員会では、大臣管理区間における最上川直轄改修事業の再評価等について報告し、意見を伺うこととしています。

◇ 日　　時：　令和７年 11 月 19 日（水）　14:00～16:00（予定）

◇ 場　　所：　山形県建設会館　１階　大会議室
（ 住所：山形市あさひ町１８－２５ ）

◇ 議　　事：
１．最上川直轄河川改修事業［最上川水系河川整備計画（大臣管理区間）］の再評価について
２．気候変動を考慮した最上川水系河川整備計画（大臣管理区間）への改定に向けた基本的な考え方について

◇ 公 開 等：
１．本委員会は公開としております。（開催時刻 10 分前までにお越し下さい）
２．報道関係者の席を用意しております。
３．一般の方で、委員会の傍聴を希望される方は、会場スペースの都合により 10 名程度に限定となりますので、先着順とさせていただきます。

◇ 添付資料：　委員名簿（別添１）、傍聴規程（別添２）

※ 最上川水系流域委員会は、河川法に基づき、平成 12 年３月８日に学識経験者等を委員として設立したもので、最上川水系の河川整備計画変更原案及び事業の進捗、国管理区間の事業評価について意見を伺うことを目的としております。

＜ 記者発表記者会 ： 山形県政記者クラブ、山形県建設業界専門紙 ＞

【　問 合 せ 先　】

■ 国土交通省 東北地方整備局　山形河川国道事務所
TEL 023-688-8421(代表)
副 所 長　（河 川）　山影（やまかげ） 修司（しゅうじ）　（内線 204）
流 域 治 水 課 長　鈴木（すずき） 駿生（しゅんせい）　（内線 351）

■ 山形県　県土整備部　河川課　流域治水推進室
TEL 023-630-2211（代表）
流域治水推進室長　本橋（もとはし） 倫之（ともゆき）　（内線 2688）
室長補佐　清野（せいの） 典明（のりあき）　（内線 2686）

別　紙

「最上川水系流域委員会」委員名簿

氏　　名	所　　属　　等
大場（おおば）　一昭（かずあき）	山形県内水面漁業協同組合連合会　代表理事会長
風間（かざま）　聡（そう）	東北大学 大学院工学研究科　教授
久保（くぼ）　響子（きょうこ）	鶴岡工業高等専門学校　創造工学科　准教授
佐貝（さがい）　全健（まさたけ）	山形県土地改良事業団体連合会　会長理事
佐藤（さとう）　五郎（ごろう）	最上川リバーツーリズムネットワーク　代表理事
柴田（しばた）　洋雄（ひろお）	美しい山形・最上川フォーラム　顧問
鈴木（すずき）　雅史（まさし）	山形新聞社　論説委員長
清野（せいの）　伸行（のぶゆき）	日本野鳥の会山形県支部　事務局長
東（ひがし）　英生（ひでお）	ワイルドライフ・ワークショップ　代表
渡邉（わたなべ）　一哉（かずや）	山形大学 農学部　食料生命環境学科　教授

委員：１０名　敬称略、５０音順

別添－２

最上川水系流域委員会に関する傍聴規定

１．最上川水系流域委員会は公開とする。

２．会議の公開は、会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

３．会議の傍聴は、次に定めるところにより実施するものとする。

（１）傍聴人は、一般傍聴人と報道関係者とする。

（２）傍聴席は、一般傍聴人席と報道関係者席に区分するものとする。

（３）一般傍聴人の定員は、会場の状況により委員長が判断するものとする。

（４）次の事項に該当する者は、傍聴席に入ることができない。
ア．危険な物を携帯している者
イ．張り紙、ビラ、プラカード、のぼりの類を携帯している者
ウ．酒気を帯びていると認められる者
エ．その他委員会の会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

（５）傍聴人は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。
ア．委員会の会議における言論に対し、拍手その他により公然と可否を表明しないこと。
イ．騒ぎ立てる等、委員会の会議を妨害しないこと。
ウ．鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。
エ．飲食又は喫煙をしないこと。
オ．他人の迷惑となる行為をしないこと。
カ．その他委員会の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為はしないこと。

（６）傍聴人は、委員会で非公開とする議題があったときは、委員長の指示により速やかに退場しなければならない。

（７）傍聴人は、委員会の傍聴に当たっては、委員長及び事務局の指示に従わなければならない。

（８）委員長は、傍聴人が上記に違反したときは、これを退場させることができる。